

第23期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

個別注記表

株式会社ステムセル研究所

個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.stemcell.co.jp/corporate/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、貯蔵品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法に基づいております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、主要な事業における履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

当社は、細胞バンク事業を営んでおり、売上高は、主に「技術料」、「保管料」から構成されております。

技術料は、細胞分離及び細胞処理の際に必要な分離料、検査料及び登録料を技術料として分類しており

ます。保管料は、細胞保管料を保管料として分類しております。

さい帯血の細胞分離及びさい帯の細胞処理については、顧客との契約に基づき、顧客から預かったさい帯血の細胞分離又はさい帯の細胞処理を行う義務を負っております。当該履行義務はさい帯血の細胞分離又はさい帯の細胞処理が完了した一時点で充足されるものであり、細胞分離又は細胞処理が完了した時点において収益を認識しております。

細胞保管については、顧客との契約に基づき、顧客から預かり、細胞分離又は細胞処理した細胞を契約期間にわたり保管する義務を負っております。当該履行義務は時の経過に応じて履行義務が充足されるため、契約期間にわたり按分して収益を認識しております。

取引の対価は、主に細胞分離又は細胞処理の履行義務充足後に支払いを要求しており、履行義務充足後の支払は、履行義務充足時点から概ね1か月以内に行われることから重要な金融要素は含んでおりません。なお、分割払いにより支払われる場合においても、契約単位で重要性に乏しく、金融要素の影響について約束した対価の額の調整は行っておりません。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

収益認識会計基準等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、分割払いに係る分割手数料について従来細胞分離時に収益を認識しておりましたが、分割契約期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ7,691千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は11,923千円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 取締役に対する金銭債権
金銭債権 133,595千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 5,123,300株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数
該当事項はありません。
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金及び資産除去債務に係る税務加算等であり、繰延税金負債の発生の原因は、資産除去債務に対応する除去費用であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、事務機器、検体保管設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社は、必要資金を自己資金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に基づき、リスク低減を図っております。これらは資金調達に係る流動性リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、債権管理規程に従い、営業債権について管理本部が顧客ごとに期日管理及び残高管理を行い、状況を随時把握することでリスクの軽減を図っております。
当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価

額により表わされています。

② 市場リスクの管理

当社は、借入金がないため支払金利の変動リスクはありません。また、運用を行っている金融商品については、固定金利又は変動リスクの僅少なものを選択することによって市場リスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持するほか、金融機関との当座貸越契約締結などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------|----------|---------|-------|
| (1) 売掛金 | 594,475 | | |
| 貸倒引当金（※1） | △ 1,567 | | |
| | 592,908 | 592,420 | △ 487 |
| 資産計 | 592,908 | 592,420 | △ 487 |

(※1) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-----|---------|---------|----------|------|
| 売掛金 | 109,134 | 485,341 | — | — |
| 合 計 | 109,134 | 485,341 | — | — |

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的な観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|---------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| (1) 売掛金 | — | 592,420 | — | 592,420 |
| 資産計 | — | 592,420 | — | 592,420 |

(1) 売掛金

短期間（1年以内）で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、当事業年度末から決済日までの期間が1年を超えるものについては、債権額を決済日までの期間を加味した利率により割り引いた現在価値によっております。その時価をレベル2の時価に分類しております。

(関連当事者に関する注記)

役員及び主要株主等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 または氏名 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (注1) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|-----------------|--------------------|---------------|-------|--------------|-----------------|--------------|
| 役員 | 清水崇文 | 被所有 直接0.5% | 当社代表取締役 | 資金の貸付 | 133,050 | 役員に対する 長期貸付金 | 133,050 |
| | | | | 受取利息 | 545 | 未収利息 | 545 |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

役員に対する長期貸付金については、金利は市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間20年、2023年3月末から每期均等返済としております。また、当社株式25,700株を担保として受け入れております。なお、取引金額、期末残高には消費税等は含まれておりません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 細胞バンク事業 | 合計 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 一時点で移転される財 | 1,443,503 | 1,443,503 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | 338,439 | 338,439 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,781,943 | 1,781,943 |
| その他の収益 | — | — |
| 外部顧客への売上高 | 1,781,943 | 1,781,943 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当事業年度 | |
|---------------|-----------|-----------|
| | 期首残高 | 期末残高 |
| 顧客との契約から生じた債権 | | |
| 売掛金 | 280,090 | 594,475 |
| 契約負債 | | |
| 前受金 | 2,414,835 | 2,745,081 |

(注) 1. 契約負債は主に細胞保管に関する契約に基づき顧客より受領した前受金に関連するものであります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます

2. 当事業年度に認識した収益の額のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は276,684千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

細胞保管については、契約に定められた定額の保管料を請求しており、顧客に移転した保管サービスの価値に直接対応する金額で顧客から対価を受ける権利を有しており、当該請求する権利を有している金額で収益を認識していることから、実務上の便法に従い残存履行義務に配分した取引価格に関する注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 410円67銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 26円41銭 |